

富山地方最低賃金審議会
令和5年度第3回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会 議事録

1. 日 時

令和5年10月16日(月) 14:00~14:45

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	高倉委員、両角委員、長尾委員
労働者代表委員	加藤委員、山本委員、鈴木委員
使用者代表委員	江下委員、中委員、寺山委員
事務局	福永労働基準部長、山越賃金室長、河合賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 金額審議
- (2) その他

5. 資料

なし

6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] ただ今から、第3回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日は委員全員の御出席を賜っており、定足数を満たしていることより、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

以後の議事進行は、高倉部会長にお願いいたします。

[高倉部会長] ただ今から、令和5年度第3回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会を開催します。

本日は3回目の部会審議ですが、結審を目指してまいりたいと存じます。

審議に当たりましては、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られるよう御協力をお願いいたします。

前回も、労使各側の主張を伺ったところですが、これまでの主張について、追加・変更すること等がございましたらお伺いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょうか。

[加藤委員] 本日もどうぞよろしくお願いたします。前回までの審議で使用者側の主張を踏まえて、労働者側として学ぶべきもの、学ばないといけないものが多々あるということを受け止めております。またこの富山県の百貨店,総合スーパー特定最低賃金専門部会においては公労使、また事務局様の多大な配慮また相互理解というところで、今まで結審してきている歴

史的背景でしたり、そういったこともしっかりと受け止めたところで審議を進めていただいているということも理解した上で、本日の審議会で全会一致の結論が得られるような議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

〔高倉部会長〕 使用者側はいかがでしょう。

〔中委員〕 1回目、2回目と審議のほう、本当にありがとうございます。いろいろと御意見も頂戴しまして本当にありがとうございます。この机上の大和の増収増益の資料を拝見しました。同じことを発言して恐縮ですが、2020年からコロナ禍で厳しい経営環境の中で、いろいろな営業努力を他社さんと同じように積み上げてきた中で、今こういった増収増益で会社の業績が当社はこのような形ですが、広く中小企業・零細企業さんの産業でみると、コロナ禍で少しずつ営業改革なり、いろんな改革において業績が今後拡大していけば良いなと思います。ただ前回も申し上げましたように、財務のほうでみると、長期の安定性といわれる指標がいくつかありますけれども、やはり今そういったところのいくつかにおいては課題が見えるので、当社においてはこれからが大事な時期かと思えます。それから、業界はこれから成長していけるような基盤づくりの大事な時期かなと認識をしております。いずれにしても3回目の審議ということで、全会一致で進める努力してまいりますのでよろしくお願いたします。

〔高倉部会長〕 では、金額審議を行いたいと思います。本日は3回目の部会審議ですし、前回の審議の後、それぞれ御検討いただいていることと思えますので、まず全体の場で双方から主張される金額をお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

労働者側はいかがでしょう。

〔加藤委員〕 全体の中でお話をさせていただきたいと思えます。金額提示に関しましては我々のほうも2回の審議の中で、いろいろと考えさせていただく部分を受け止めた上で、前回までは960円と主張で進めさせていただいておりましたが、本日は合意形成に向けて、新たな金額を提示させていただきたいと思っております。具体的には955円のお願となっております。こちらに関しては、地域別最低賃金948円となっておりますが、優位性確保の主張という部分が一番で、昨年同様に7円の確保を維持できる金額を何とか御審議の中で優先的に考えていただけないかということになります。事務局資料でございます影響率の推移の部分で、当初提示しておりました962円の影響率10.4から影響率7.6になります。こちらは使用者側委員が御提示されておりました950円の7.2に近づくことになり、皆様が懸念されている中小企業さんでしたり、他の企業さんへの影響に御配慮ができるのではないかといい御提示となっております。また、955円にすると現状の915円から40円アップいたしますが、こちらは地域別最低賃金の審議の中の引上げ額と同様で、上昇率についても4.4%と同水準となります。こちらは業界内でも理解が得られやすい根拠になるのかなと思っております。前回の審議会で、金額提示の根拠の一つである端数処理の5円単位についても合致しているのではないかと思います。955円で御審議いただけないかという願となります。どうぞよろしくお願いたします。

〔高倉部会長〕 労働者側からは955円の提示がありました。

使用者側はいかがでしょうか。

[江下委員] 報道等で御存じだと思いますが、岐阜高島屋が来年の7月に閉店となります。百貨店のない県がこれで4県になるのかな。地方百貨店にとっては大変厳しい状況で、また今後についても厳しさが予想されます。こういった状況の中、今年度の百貨店、総合スーパーの特定最賃につきましては、使用者側は40円引上げの955円を提示いたします。

[高倉部会長] 使用者側からは955円の提示がありました。労使双方の金額が一致しました。従いまして955円で進めさせていただきますがよろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] 書類の作成がありますので、しばらく休会といたします。労使委員は控室にてお待ちください。

(休会)

[高倉部会長] 部会を再開します。

本日まで3回にわたり専門部会を開催し、労使各側の基本的主張や主張する金額等を伺ってまいりましたところ、双方の立場に相違はあるものの、適正とする最低賃金の水準についておむね合意を見たところであります。

つきましては、ただ今からその内容を取りまとめ、それを公益委員案としてお示しした上で、採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] 事務局は、公益委員案を配付してください。

(公益委員案を配付)

[高倉部会長] 今年度の百貨店、総合スーパー最低賃金の改正額について、公益委員案をお示ししたいと存じます。お手元の公益委員案を御覧ください。

公益委員案は、現行の最低賃金額を40円引き上げて時間額955円とし、それ以外は現行のままとするものです。

なお、発効日につきましては、法定手続を経て最も早い発効日となる「法定どおり」としております。

それでは採決を行います。公益委員案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(採決)

[高倉部会長] 事務局の方で採決の状況を報告して下さい。

[河合賃金室長補佐] 採決状況を御報告いたします。賛成8名、反対0名、保留0名です。

[高倉部会長] 採決の結果、全会一致で公益委員案に賛成いただきましたので、本案をもって当専門部会の決議といたします。

続きまして、当専門部会の決議内容及び審議経過を富山地方最低賃金審議会に報告するための報告文（案）を取りまとめます。

事務局は、報告文（案）を準備の上、配付してください。

（報告文案を準備、配付）

[高倉部会長] 事務局は、報告文（案）を読み上げてください。

[河合賃金室長補佐] それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

（案）富最賃百専第3号

令和5年10月16日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明 殿あて

富山地方最低賃金審議会 百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会 部会長 高倉 史人
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和5年8月23日富山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、別添のとおり労働経済指標等関係資料により県内の経済状況、労働市場の動向、中小企業の賃金実勢の変化などの実態把握に努め、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は次のとおりである。

公益代表委員 高倉 史人 両角 良子 長尾 治明

労働者代表委員 加藤 健介 山本 望鈴 鈴木 彰

使用者代表委員 江下 修 中 俊之 寺山 収

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

別添の審議経過につきましては、専門部会の開催日ごとの審議事項及び主な審議内容を取りまとめたものでございます。

別紙は、先ほどの公益委員案の内容と同じでございます。別添、別紙の読上げは省略させていただきます。

[高倉部会長] 各委員におかれましては、御確認いただきましたでしょうか。

この内容で審議会に報告したいと考えますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] 異議なしとのことですので、本案をもって富山地方最低賃金審議会に報告さ

させていただきます。

続きまして、専門部会が全会一致で議決した場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とすることとなっておりますので、この規定を適用し、本日、富山労働局長に答申を行うことといたします。

事務局は、答申文（案）を準備の上、配付してください。

（答申文案を準備、配付）

〔高倉部会長〕 今ほど事務局から答申文（案）が配付されましたが、各委員におかれましては、内容を御確認願います。

問題がなければ、本案をもって富山労働局長に答申したいと考えますが、いかがでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔高倉部会長〕 異議なしとのことですので、本案をもって富山労働局長に答申することといたします。

所用により、本日の会議に富山労働局長が出席されておられませんので、労働基準部長に答申を受け取っていただくこととします。

（部会長は、答申文に会長印を押印）

〔高倉部会長〕 富山労働局長 吉岡勝利 殿 富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について（答申）

令和5年8月23日付け富労発基0823第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

（部会長から労働基準部長に答申文手交）

〔河合賃金室長補佐〕 答申を頂きましたので、労働基準部長から御挨拶申し上げます。

〔福永労働基準部長〕 委員の皆様には、百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に当たりまして、慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

皆様の御協力をおもちまして、同最低賃金の改正決定について全会一致で決議いただきましたことに、深く感謝申し上げます。

引き続き、皆様方の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。

〔高倉部会長〕 ありがとうございました。そのほかに何かございますか。

〔山本委員〕 本年も労働者側、使用者側双方で気を配る必要がありましたけれども、最終的

に全会一致で合意できましたことは、使用者側の各委員の皆様及び公益側の先生の皆様方に感謝申し上げます。今回の審議を通して我々労働側としても、使用者側の御主張及び御意見に対して多くのことを学ぶことができました。この特定最低賃金専門部会は、労使のイニシアティブによる合意形成が大前提でございます。唯一、百貨店、総合スーパーの特定業種について議論ができる場であり、業界のセーフティネット機能、そして地域における産業の維持・発展に向けて最低賃金の議論を通じて、現状の課題を確認できる場であることを改めて認識することができました。最後にいろいろと様々な審議会に尽力されました事務局の皆さんにも感謝申し上げます。ありがとうございました。

[高倉部会長] ありがとうございました。そのほかに何かございますか。
なければ、事務局から連絡事項をお願いします。

[山越賃金室長] 今後の手続につきまして説明させていただきます。

本日は全会一致で答申を頂きましたので、事務局では、本日、異議申出のための公示を行います。

公示期間は、公示日の翌日から起算して15日を経過する日までとされておりますので、公示の期限は10月31日(火)となります。その間に異議の申出がなければ、官報公示の手続に移ります。

手続が滞りなく進めば、11月15日(水)に官報公示され、その30日後の令和5年12月15日(金)に発効となります。

ただし、あくまでも予定であることを申し添えます。以上です。

[高倉部会長] 事務局は、官報公示等の手続をスムーズに行うよう手配をお願いします。以上をもちまして、今年度の百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会の審議は終了いたします。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、

労働者代表委員からは、加藤委員

使用者代表委員からは、江下委員

のお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、加藤委員と江下委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

本日は、以上で終了とさせていただきます。長時間にわたり御協力ありがとうございました。お疲れ様でした。